

議案第45号

南風原町下水道条例の一部を改正する条例

南風原町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年12月10日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

南風原町下水道事業の持続可能な運営を図る観点から、下水道使用料の改定を行いたいので提案する。

南風原町下水道条例の一部を改正する条例

南風原町下水道条例（昭和60年南風原町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項の表中「605円」を「698円」に、「80円」を「92円」に、「91円」を「105円」に、「107円」を「124円」に、「135円」を「156円」に、「162円」を「187円」に、「168円」を「194円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の南風原町下水道条例第23条第1項の表の規定は、令和7年6月分以降の月分として算定する下水道使用料から適用し、同年5月分以前の月分として算定する下水道使用料については、なお従前の例による。